

令和 2 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (5月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開催日時・場所

令和2年5月27日(水) 10時00分から11時00分  
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育 課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育 成 課 長 兼 主 任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施 設 担 当 課 長	勝村 隆彦	学校給食センター 所 長	清水 寿浩
		教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議題 第17号	四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議題 第18号	四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議題 第19号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議題 第20号	四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
報告 第12号	新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について
報告 第13号	令和2年度6月補正予算について
その他	四條畷市社会教育施設の指定管理者募集について

植田教育長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言が、今週解除されました。

私たちは新しい生活様式のもとで、社会、経済活動を進めていくということでございます。

今回の定例会におきましても、このような趣旨を反映した進行に努めたいと存じますので、ご協力のほど、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから5月の教育委員会定例会を開催します。

四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、吉田委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第17号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第17号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

この度、小・中学校施設の使用に関し、許可を受けた内容の変更申請を行えるようにするため、四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。

内容は新旧対照表で説明させていただきます。

改正箇所の1点めとして、第2条第2項の「月から」を「月の初日から」に改めております。

2点めが、第4条として、第3条で許可を受けた内容の変更及び取消しをおこなうことができるよう、許可事項の変更等を追加しております。

3点めは、第4条を第5条とし、学校長への通知を第3条の許可通知に加え、第4条の承認通知も行うように改めています。

4点めは、第5条を第6条とし、第3号として、「その他、教育委員会が必要と認めたとき」を追加しております。

また、様式第1号の一部変更をおこない、第4条関係の様式として様式第3号及び第4号を追加するとともに、第5条関係の様式として、第6号を追加しております。

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>最後に、附則として、施行期日及び経過措置を追加しております。 改正点は以上です。 何卒ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>今まではこのような変更の様式は不要であったと記憶していますが、台風等で使用を中止する場合等は、後日用紙を提出するということが良いのでしょうか。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>従来、台風等で施設が利用できなくなった際の使用料については、希望者には還付しておりましたが、定期的にご利用される団体が多かった点から、運用上、利用日の変更という形を取らせていただいております。 今回、利用日の変更を規則に明記し、適正な事務処理をおこなうという主旨のもと、議案として提出させていただいた次第です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ございませんか。  (「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。 議案第17号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。  (「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議はないようですので、議案第17号については、原案のとおり可決とすることに決しました。 それでは次に移ります。  議案第18号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼 教育センター長</p>	<p>議案第18号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、次のとおり四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改</p>

(木村教育部次長  
兼学校教育課長兼  
教育センター長)

正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、市町村立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(準則)の一部が改正されたことから、所要の改正を行いたく、本案を提案したところです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条の2の次に第4条の3、障害のある職員への特例として、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員、具体には身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定めることができること、また、新たに子育て部分休暇や不妊治療休暇も認められたことから本規則を改めるとし、議決をいただきましたらこの規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものといたします。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

植田教育長

ありがとうございます。

それでは、本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声)

植田教育長

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第18号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

植田教育長

異議がないようですので、議案第18号については原案のとおり可決することに決しました。

それでは、次に移ります。

議案第19号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から、本件の内容説明を願います。

安田生涯学習推進  
課長

議案第19号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてでございます。  
標記の件について、社会教育法第15条第2項の規定により委員を別紙の  
とおり委嘱せんとするものであります。

提案理由といたしましては、四條畷市PTA協議会選出の委員について  
の変更がありましたため、本案を提案いたしました。

新旧対照表の中段あたり、新任に丸がついている1名が変更となっております。

新たな委員として、福井 健人（ふくい たけと）氏を挙げております。  
性別は男女比6対4となります。

任期につきましては、令和3年5月31日までの委嘱でございます。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

植田教育長

ありがとうございます。

それでは、ここで質疑等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第19号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決  
することに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

植田教育長

異議がないようですので、議案第19号については原案のとおり可決する  
ことに決しました。

それでは、次に移ります。

議案第20号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一  
部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

木村教育部次長兼  
学校教育課長兼教  
育センター長

議案第20号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一  
部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第33条の規定により、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する  
規則の一部を改正することについて議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を趣旨と  
した学校の臨時休業を受け、授業時数の確保するにあたり、四條畷市立小学

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案した次第です。</p> <p>改正の概要をご覧ください。</p> <p>案といたしましては、令和2年度に限り、夏季休業日を8月1日から8月18日まで、冬季休業日を12月26日から1月4日とすることで授業時間を確保すること、加えて、新学習指導要領の改訂に伴う授業時間増も踏まえ、創立記念日は今後毎年授業日とさせていただくことを提案します。</p> <p>併せて、夏季休業日が定まることから、学校教職員の働き方改革を趣旨とした四條畷市立学校の学校閉庁日の実施を8月12日(水)から14日(金)とすることも提案させていただきます。</p> <p>詳細につきましては、別紙実施要領をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>臨時休業に伴い90時間の授業時数を確保するため、夏季休業日及び冬季休業日を短縮して授業をおこなうことが提案されましたが、90時間の授業時数で、文部科学省が定める標準の授業時数を満たすという理解でいいでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>小学校6学年及び中学校3学年につきましては、学習指導要領のなかで1015時間の授業時数が示されておりますが、今回の休業日の短縮でこの授業時数は確保できると考えています。</p> <p>ただし、今後第二波第三波の発生により、再び臨時休業となることも考えられますので、今回の授業時間の確保につきましては、あくまで通常どおり授業がおこなえることが前提となっております。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のための方策につきましては、学校と協議をさせていただいているところです。</p>
<p>佃委員</p>	<p>今職務代理からもありましたように、約15日間を確保したということですが、毎日6時間授業をおこなえるわけではありませんし、各学校においては様々な工夫をされることだと思います。</p> <p>具体的にされている工夫や今後検討している工夫について教えてください。</p>
<p>木村教育部次長兼</p>	<p>具体に方策として、モジュール授業という15分単位の授業を週に数回設</p>

<p>学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>定し、それを積み重ねることで授業時間を確保することを想定しています。  また、月に2回の7時間授業も検討しています。  併せて中学校3学年においては、夏季休業中に全校同時に登校日を設けることも含めて議論がなされているところです。  土曜日の授業につきましては、教職員の休暇等の対応が課題となっており、加えて子どもたちの生活習慣の観点からも課題が残るという判断のもと、想定はしておりません。  ただし、例えば小学校であれば、土曜日の運動会を時間を短縮して実施することや土曜日の授業参観を授業として充てたうえで、通常であれば休日とする翌月曜日も授業を実施する等の対応を検討しております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>ありがとうございます。  学校としては詰め込まなければならないくらいの勢いで様々な対策を講じられているのだとは思いますが、それによって子どもが新たに不登校になってしまう等といったことがないよう、ご尽力いただければと思います。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>小学校低学年では水曜日は比較的早く帰れる日になっていると思います。  高学年とは授業時数も違うと思いますし、低学年は引き続き早く帰れる日になるのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>先ほどご説明いたしました授業時数につきましては、小学校6学年を想定してすべて6時間授業を検討しています。  小学校低学年に関しましては、お示しのとおり、必要授業時数は6年生よりも少ないものとなっていますので、水曜日のみならず他の日においても5時間授業をおこなうことも想定しております。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>春におこなわれる予定であった遠足等といった校外学習等の振替は、授業数にどのくらい影響があるのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>春におこなわれる行事、先ほどお話のありました遠足等の校外学習や家庭訪問が該当しますが、これらにつきましては学校で検討したうえで中止と判断しておりますが、子どもたちの楽しみにしているものでもありますので、今後の状況によっては再開して実施することも検討しております。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>社会情勢から鑑みますと、新型コロナウイルス感染症拡大を受け臨時休業が続いているなかで、一定の長期休業を短縮して授業を実施することは必要だと考えます。  特に実技の科目については、子どもたちが実際にやってみるなかでの成功体験を学ぶということが必要ですので、一定の時数を確保していかなければ</p>



<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>ならないと思います。</p> <p>ただ、これに関しては2点懸念事項があります。</p> <p>1点は、夏の暑い時期に子どもたちを登校させることになるため、熱中症等を含めた暑さ対策や登校対策が必要になると考えます。</p> <p>もう1点は、教職員の勤務時間については、閉庁日を作るということである程度はクリアできると思いますが、夏季休業中ですので、教職員の勤務体制についても従前とは違う働き方改革を実施する必要があると思います。</p> <p>これら2点について、現時点で考えられていることがあれば教えてください。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>1点めの、夏の暑い時期に子どもたちを登校させるための対策といたしましては、まず学校の運用でカバーできるもの、例えば荷物を減らす、重いものは学校に置いておく等については、可能な限り実施してまいります。</p> <p>また、費用が必要な対策方法につきましては、今後市長部局と協議を進めたいと考えております。</p> <p>2点めの教職員の勤務に関しましては、今回の新型コロナウイルス感染症の対応で教職員も大変苦慮していると聞いております。</p> <p>このようななか、まずは閉庁日を設けることで教職員の休日を最低限確保し、しっかり休んでいただいて、勤務に励んでほしいと考えています。</p> <p>また、研修会が軒並み中止になったり、自己研鑽を図っていただく夏季休業日が短縮となったりと、教職員を取り巻く状況が例年と大きく変わってまいりますので、新たな働き方改革を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>登校については朝の早い時間になるのでそこまで気にしなくても良いとは思いますが、下校について、低学年の子どもたちは相当暑いなか帰らなければならない時間になると思いますので、見守りができる体制等といった人的保障に関しても要求していただきたいと考えます。</p> <p>また、本市においてもGIGAスクール構想等で実際にICTを活用していくための研修を教職員に対して実施していかなければならないということで、今年度から研修や運用にあたっての教員のスキルアップを図っていかなければならないという時期が、この夏季休業中の時期だったと思います。</p> <p>研修の時間の確保が困難かと思っておりますので、秋以降に最低限の研修は実施していただくようお願いします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>熱中症対策ということで、夏季休業日の短縮に伴う登下校時も心配ですが、学校のなかでの生活でもエアコンを使用する等の配慮も必要になると思います。</p> <p>ウォータークーラー等の暑さ対策の備品が今どのくらい学校にあるのかわかりませんが、子どもたちの水分補給の確保ができる設備の設置も考慮して</p>

<p>(佃委員)</p> <p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ミストシャワーや水分補給関係の整備に関しましても、現在、首長部局と調整しているところがございますので、実現可能な整備につきましてはできる限りおこなっていきたいと考えております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>授業時数の確保はとても大切なことだとは思いますが、授業時数の確保のために子どもたちが楽しみにしている遠足や音楽会といった行事をあまりにもたくさん削ってしまうと、学校嫌いの子どもたちも出てきてしまうことも懸念されます。</p> <p>また、この時期だからこそ、これを機会と捉えて、子どもたちにとってわかりやすくかつ魅力のある授業づくりをめざし、これによって子どもたちが学校に行きたくなるよう、教職員の苦労もたくさんあるとは思いますが、今まで以上に創意工夫していただくようお願いしたいと思っております。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>夏季休業日が8月1日からになるということですが、小学校は夏休みに入ってすぐ林間学舎があると思っております。</p> <p>これに関してどのように対応される予定でしょうか。</p> <p>また、地域においてもラジオ体操といった行事を育成会が予定していると思っておりますが、これについてもどのような予定でしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>林間学舎は小学校5学年を対象とした行事になりますが、既に延期を決定した学校と検討中の学校と二分化している状況にあります。</p> <p>また、ラジオ体操等につきましては、子どもたちの朝の健康ということで地域で実施していただいております。</p> <p>3密の回避が前提にはなるかとは思いますが、子どもたちの健康に寄与するものですので、実施していただければありがたいと考えております。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>今年度のことだけではありませんが、創立記念日の扱いについて、授業時数が増えている時代ですので、授業をすることについては問題ないと思っております。</p> <p>創立記念日はその学校の特別な日ですので、学校の歴史を子どもたちに教える等、普通の授業だけでなく創立記念の特別な行事や授業内容を組むという形で意識付けをおこなっていく必要があると考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>子どもたちの学びを取り戻すためのたくさんの意見を頂戴しました。その他、意見等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第20号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>報告第12号 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>報告第12号、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、学校教育に関わる範囲は私から報告させていただきます。</p> <p>別添資料をご覧ください。</p> <p>まず、市立小中学校の臨時休業の措置は、5月31日までとし、6月1日からは教育活動の段階的再開を行ってまいります。</p> <p>6月1日から12日についてはスタートアップ期間と位置づけ、二分割による分散登校とし、授業をおこないます。</p> <p>6月3日からは、必要な対策を施したうえで、安心安全に配膳できるよう給食を再開いたします。</p> <p>6月15日以降は、通常の授業、通常給食を開始し、学校行事や部活動も再開可とします。</p> <p>また、臨時的な児童の受入れについては、6月1日から学校再開することから事業実施期間を4月13日より5月29日までとし、本事業は終了といたします。</p> <p>次に、4月補正予算で可決いただいた子どもたちの学びの保障のためのモバイルWi-Fiの扶助の申請が5月25日で締め切られ、41件の申請がありました。</p> <p>現在認定作業をおこなっています。</p> <p>あわせて、紙媒体による消耗品費も学校に配分させていただいています。</p> <p>情報発信につきましては、児童生徒の学びを継続させるべく、市独自の教</p>

(木村教育部次長  
兼学校教育課長兼  
教育センター長)

材や大阪府教育センターのホームページ、Eテレ、東京書籍によるプリントひろばなどリンクを張り、児童生徒及び保護者に向け周知しています。

なお、動画配信に関しましては、各学校からそれぞれの学年の授業を、ポイントを絞って子どもたちがわかりやすい内容となるよう配信しています。

小学校においては全校配信しており、中学校においては2wayの環境構築をおこなっている状況です。

私からは以上です。

阪本教育部次長兼  
青少年育成課長兼  
主任

続きまして、なわてふれあい教室の状況をご説明申し上げます。

各ふれあい教室につきましては、4月13日月曜日から、学校での臨時的な受け入れと連携を図りながら、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日は正午から、水曜日及び土曜日は8時から開設しておりましたが、5月18日月曜日からは、正午の開室を10時30分からと致しました。

また、6月1日からの学校再開に伴い、すべての曜日を8時から開室する予定としております。

なお、学校が通常の日課となる15日からは13時15分開室となります。

続き、各施設の再開についてご説明申し上げます。

2月29日土曜日から臨時休館しておりました学校施設及び社会教育施設ですが、5月19日から、歴史民俗資料館を開館、また、図書館及び田原図書館は閉館を継続したうえで予約本等の貸出を開始いたしました。

また、26日からは両図書館とも入館時間を30分以内としたうえで、書籍を選んで借りていただけるよう開館いたしました。

続き、6月1日からはその他の社会教育施設につきましても利用を再開させていただくこととしておりますが、小中学校施設、すなわち、学校の運動場、屋内運動場及び夜間運動場につきましては、学校の教育活動の再開を再優先とし、7月1日水曜日から利用可能とすべく検討しております。

最後、指定管理者への補償につきまして、ご説明申し上げます。

先月報告いたしました休館に伴う3月分の補償につきまして、それぞれ指定管理者と協議が整い、過去の実績から算定した同期の施設利用料に相当する金額を補償することといたしました。

現在、4月分の補償につきましても同様の考え方のもと協議を進めております。

以上でございます。

植田教育長

ありがとうございます。

確認質問等ありましたらお願いいたします。

<p>佃委員</p>	<p>W i - F i の環境整備を先日の臨時議会で可決いただき、41件の申請があったとのことですが、まだ子どもたちへの貸出は行われていないのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>W i - F i に関しましては即時性ということを最優先に検討した結果、市からの貸出では時間がかかると判断し、保護者が直接W i - F i の契約をおこない、その契約に対して扶助をするという形式といたしました。</p> <p>そのため、現在扶助の申請をされている家庭におかれましては、既にW i - F i の契約は完了しております。</p> <p>ただし、W i - F i が品薄状態であることは把握しており、W i - F i ルーターがまだ届いていない家庭もあるとは聞き及んでおります。</p>
<p>佃委員</p>	<p>新型コロナウイルス感染対策ということで、先生や子どもたちのマスクの着用は徹底されていると思いますが、授業中は口元が見えないので代わりにフェイスシールド等の使用は検討されているのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>フェイスシールドは口元が見えるため、子どもたちの安心感に繋がるということをご指摘のとおりかと思えます。</p> <p>現在、マスクの着用については、市保健センターからの配布等で対応しているところですが、フェイスシールドについては今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>授業を動画配信されているということですが、見るか見ないかは子どもたちの自主性に任せていると私自身は認識しています。</p> <p>プリントの配布や課題提出に係る用紙代や郵送代の予算をいただいたと思いますが、こちらの利用はされているのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>紙媒体でのプリント配布等につきましては、既に学校から購入済みとの連絡が届いている状態です。</p> <p>配信につきましては、1 w a y ではありますが、学校から動画を見たか確認をおこない、そのうえで更に課題を設定したりといった運用をしていると聞き及んでおります。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>見ていない子どもたちに対しては、何か別のフォローをしているという認識でいいのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>見ていないという子どももいるということは聞いておりますが、そこは学校のなかで、今後授業も開始していきますので、フォローしていただきたいと考えております。</p>

竹内委員	<p>紙媒体で課題を郵送しているとのことですが、その課題の実施状況はいかがでしょうか。</p> <p>動画に関しても見る見ないがあるかと思いますが、例えば登校日に課題を提出している等、実態を教えてください。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>郵送料につきましては、この予算を可決いただいた直後に分散登校が始まりましたので、登校した子どもに直接課題を渡している状況です。</p> <p>現在は郵送料は使用していない形になっておりますが、先ほどもありましたように、第二波、第三波が発生する可能性も考えられますので、その際は使用するという方向で考えております。</p>
吉田委員	<p>ふれあい教室について、時間が色々と細かく変更してきた経過をご説明いただきましたが、混乱等はございませんでしたでしょうか。</p>
阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任	<p>ホームページや現場での周知を実施するなかで、時間に関するお問い合わせはありましたが、混乱等はなかったと認識しております。</p> <p>ただ、この新型コロナウイルス感染拡大防止のため教室の利用を自粛される人については、休室届をご提出いただくことで利用料を減免するという制度を新たに設けまして、4月で言いますと、550人中380人の減免がありました。</p> <p>また、ゴールデンウィーク以降に限りますと、登室率が20%を切っているという状況もあり、特に混乱はなかったのではないかと感じております。</p>
佃委員	<p>6月15日から通常給食開始としていますが、四條畷市の場合は食缶から子どもたち自身がよそう方式になっており、今後、衛生管理上変えていかなければならないこと等、想定されていることはありますか。</p>
清水学校給食セン ター所長	<p>6月3日からまずはスタートアップ期間ということで簡易給食を実施し、衛生面等に注意を払いながら食事を提供してまいります。</p> <p>6月15日からは普通給食に戻ること従前どおりの状況になると思いますが、このような状況下でありますので、より衛生管理に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>マスク着用や消毒は当然ですが、更なる向上のため、スタートアップ期間までの間はもちろん、それ以降も断続的に、給食センター内のみに留まらず学校現場も含め、協議検討を重ねてまいります。</p> <p>なお、6月中のパンにつきましては、全て個包装のうえ提供することとしております。</p>

木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	併せまして、小学校において給食は通常、班をつくり向かい合って実施しておりますが、6月の給食開始以降は、グループをつくらない、必要以外の会話をしない、また、一方向を向いて食事をするといったマニュアルが大阪府から示されておりますので、衛生管理も含めて、このマニュアルに沿った形で実施してまいりたいと考えております。
清水学校給食セン ター所長	先ほどの内容に加えまして、既に実施を決定している内容といたしまして、おかずの食缶は通常1つのところを、2つに分けることが決定しております。 また、これから暑くなってきましたと食中毒に対しても対策が必要となりますので、新型コロナウイルス感染症のみならず、様々な角度からの衛生管理に努めてまいります。
竹内委員	給食指導に関して対面で食べない等の対応がありましたが、子どもたちはやはり元気活発でよく遊びますので、業間等の休み時間に密にならない対策も講じる必要があるのではないかと思います。 教職員の立場からしても注意は可能でしょうが、子どもたちも動き回りますので、どのような指導を考えているのか、少し心配があります。
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	ご指摘のとおり、業間等の休み時間は担任や教職員の範疇から外れていくような状況にあるかと思っておりますので、ご心配は当然かと思っております。 学校におきましては当然、休み時間の過ごし方について指導してまいりますが、遊び方に関しても、大阪府から、一緒にしない等といった新しい生活様式も示されております。 国や大阪府からガイドラインが示されるとのことですので、休み時間の過ごし方を含めまして、3密を回避する形で過ごしていくということを教職員からしっかりと指導してまいりたいと考えています。
山本教育長職務代 理者	6月1日から12日までの分散登校については、人数が少ないということもあるので色々な配慮ができるでしょうが、15日以降の通常授業が開始されると、全員が教室内に入ることになりますので、相当きめの細やかな対応を各学校に依頼する必要があると思います。 具体的に、室内の配置や消毒の問題等、現在考えられている対応について教えてください。
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	こちら国や大阪府からのガイドラインで、机を隣同士でつけない、特に特別教室においては業間に消毒を実施する等が示されておりますが、教職員の負担に繋がるとの意見が学校から挙がっている部分もあります。 学校再開に向けた大阪府のガイドラインが本日発出されるということですので、それを踏まえうえで実施可能な内容を学校と協議しながら、持続可能

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>な対応をおこなってまいりたいと考えております。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>自粛期間中に総合センターの前を通りかかった際、入り口がペンキで塗り直されているところを見かけ、そういったところの努力にとっても感謝しています。</p> <p>総合センターのなかに電池の回収ボックスが設置されているのですが、閉館中そこが利用できないのが少し不便だったという意見を聞きましたので、お伝えさせていただきます。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>休館中、指定管理者から何かできることはないかという発案で、ペンキの塗り直しを実施いたしました。</p> <p>図書館の開館に伴いまして、昨日から回収ボックスが利用できるように対応させていただいておりますが、閉館当初、陶器に関しては、ウイルスが感染力の強い状態で長時間残るといった情報もあり、廃品回収を中止していたという経緯がございました。</p> <p>現在は利用再開いたしましたので、ご報告させていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に、何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、報告12号は以上とさせていただきます、次に移ります。</p> <p>報告第13号 令和2年度6月補正予算についてを議題といたします。事務局から本件の内容を説明願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>報告第13号 令和2年度6月補正予算についてご報告いたします。令和2年度6月補正予算を要求する事業に関し、ご説明させていただきます。</p> <p>この度は大きく3つの事業を考えております。</p> <p>1点が、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台の端末整備事業です。</p> <p>先月の定例会のなか、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、児童生徒1人1台端末の早期実現を支援する国の補正予算が予定され、本市においても令和3年度から予定していた内容の前倒しの検討が必要との説明をさせていただきました。</p>



<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>その後、5月11日に国による補正予算の説明を受け、併せて、委員皆さまとのこれまでの議論の経過を踏まえ、今回の補助金を活用し、年度内に全児童生徒分の整備を実現すべく、端末及び必要な授業支援ソフトの購入費用に係る補正予算の要求に至っております。</p> <p>2点が、小中学校屋内運動場の空調設備整備事業です。 令和元年度の補正予算において、児童生徒の熱中症対策と災害時の避難所としての防災機能の充実を趣旨に、小中学校屋内運動場の空調設備整備工事に係る実施設計委託を予算化し、当該事業を実施、完了したところです。 その内容を踏まえまして、今回、小中学校屋内運動場の空調設備整備に向けた工事費の補正予算要求を行っており、今後、6月市議会定例会にて補正予算が承認されましたら、令和3年夏までに工事完了できるよう、整備を進めたく考えております。</p> <p>3点が、新型コロナウイルス感染症対策における学校臨時休業対策事業です。 これについては、学校給食センター所長からご説明させていただきます。</p>
<p>清水学校給食センター所長</p>	<p>3月当初からの小中学校臨時休業の措置に伴い、学校給食が休止されたことにより、学校給食関係事業者にも様々な影響が生じています。 本事業は、文部科学省から補助金交付を受けた全国学校給食会連合会が各学校設置者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校給食の停止によって提供がなされなかったパン、米飯、牛乳の本来提供すべき数量を補償した場合に、学校臨時休業対策費補助金交付要綱に基づき交付される事業です。</p> <p>本市におきましては、需要数から算出された総事業費、3,037,056円が補償の対象であり、その支出に対し、全国学校給食会連合会あて申請を行い、申請額の3/4が国費により補填されます。 なお、市単独支出となる1/4部分につきましては、国からの交付金等を活用し対応する予定でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>1点めのGIGAスクール構想に関する補正予算についてですが、前倒しして今年度中の整備をめざすとのことですが、実際に子どもたちが触れる時期はいつ頃だと想定されていますか。 また、それらの端末の家庭への持ち帰りは想定されていますか。</p>

板谷教育総務課長	<p>1点めの納品時期に関しましては、全国各地で一斉に整備が始まるということで品薄状態であるという状況でございます。</p> <p>年度内には全児童生徒に整備できるよう努めてまいります。</p> <p>2点めの持ち帰りに関しましては、一定のルール決めが不可欠ではありますが、第二波、第三波が発生すれば、持ち帰りも含めて検討しなければならないと考えております。</p>
吉田委員	<p>教職員の研修についてはまだ始まっていないという認識でよろしいでしょうか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>G I G Aスクール構想に向け、今後、授業支援ソフトを含め、整備され次第すぐに活用できるよう準備を進める必要があると認識しています。</p> <p>先ほど山本教育長職務代理者からもご指摘がありましたが、この件につきましては、本市におきましてもプロジェクトチームを立ち上げ、実践に向け検討を進めているところでございます。</p>
佃委員	<p>授業支援ソフトはもちろん導入されるのだと思いますが、今後、学習支援ソフトについてはどのようにお考えでしょうか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>G I G Aスクール構想に関連してくる内容にはなりますが、今後、E d T e c hを含めまして、検討してまいりたいと考えております。</p>
佃委員	<p>2点めの屋内運動場空調設備に関しまして、願わくば今年度中に完成して使用できていればより良かったなと思いますが、令和3年夏までのおおよそのスケジュールを教えてください。</p>
勝村施設整備担当 課長	<p>今後のスケジュールにつきましては、補正予算を可決いただきましたら、1ヶ月強の後、入札、仮契約となります。</p> <p>その後、9月議会へ上程し、議決をいただきましたら本契約、着工と進みます。</p> <p>学校ごとに工期にバラつきがありますが、7ヶ月から10ヶ月程度を予定しておりますので、9月から始まり、早い学校であれば3月頃、遅い学校であれば5月から6月頃が工事完了見込みとなっております。</p>
植田教育長	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>それでは報告第13号は以上といたしまして、その他の案件に移ります。事務局から何かありますでしょうか。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>四條畷市社会教育施設の指定管理者の募集についてご報告いたします。配布資料をご覧ください。</p> <p>令和2年度末をもちまして指定管理期間が終了します市立市民総合体育館及び屋外体育施設、市立歴史民俗資料館、市立野外活動センターの3施設につきまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで5年間の指定管理者の募集を実施します。</p> <p>募集要項につきましては、令和2年6月15日から7月22日までの期間で、生涯学習推進課及び青少年育成課の窓口で配布するとともに、市のホームページからダウンロードできるようにいたします。</p> <p>応募申請期間は、令和2年7月15日から7月31日まで各窓口で受付を行います。</p> <p>応募予定者からの質問事項への対応、現地説明会を経たのち、指定管理者選定・評価委員会を8月下旬に開催し、各施設の指定管理候補者と次点者を選定します。</p> <p>指定管理者の指定につきましては、12月市議会定例会の指定議決後となります。</p> <p>以上、四條畷市社会教育施設の指定管理者の募集についてのご報告です。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。 確認質問等ありましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代 理者	<p>この3つの施設は、現在ペンディングされておりますが、公共施設再編整備の検討のなかに入っていると思いますが、これとの兼ね合いはどのように考えているのでしょうか。</p>
安田生涯学習推進 課長	<p>公共施設再編の動向に注視しつつ、指定管理期間中に具体的な方向性が固まった場合につきましては、少なくとも1年前までには指定管理者と協議を図る等の旨を、募集要項に記載する予定でございます。</p>
植田教育長	<p>その他、何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>その他、事務局はじめ、何かありますでしょうか。</p>

植田教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして5月の定例会を閉会いたします。 どうもお疲れ様でした。</p>
-------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月24日

四 條 畷 市 教 育 長                      植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員              吉 田 知 子